



不要な山林等を手放したい方へ

# 日本不動産バンク

## 不動産引き取りサービスのご案内



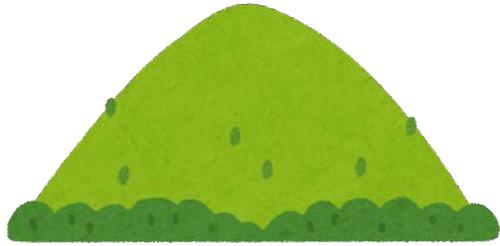
株式会社相続不動産コンシェルジュ

# 不要な山林等で、こんなお悩みありませんか？



- 放置している山林がある
- 売って処分したいけれど売れない
- バブル時代に値上がりを見込んで僻地の別荘地を買ってしまった
- 処分したいがどこに相談すればよいのかわからない
- 子どもに相続させるのが申し訳ない
- 自分の代ですっきりしておきたい
- 遠方でなかなか行けず、管理も大変

# 山林等に関する税金について

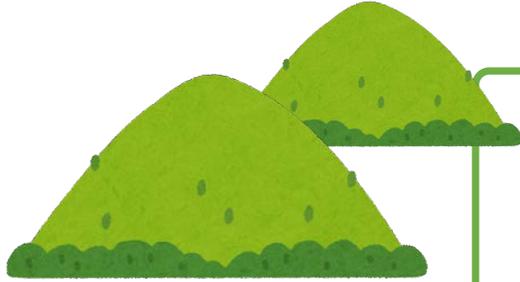


固定資産税が毎年発生します



所有者が亡くなり、親族が相続する際、多額の相続税がかかる場合があります。

# 売れない不動産を手放す3つの方法



A. 相続放棄で山林等を手放す



B. 寄付して山林等を手放す

C. 不動産引き取りサービスで山林等を手放す

コンシェルジュ  
イメージキャラクター  
あいさん

## A. 相続放棄で山林等を手放す場合

山林等の所有権を放棄することは認められていませんが、所有者が亡くなり、相続人が全員相続放棄をすると山林等を放棄することができます。山林等は国庫に帰属します。

ただし、相続放棄をした場合は、全ての相続財産を放棄することになります。

相続したい遺産がある場合は、相続放棄はおすすめできません。

また、非課税枠や税額控除が適用されない  
ので注意が必要です。



## B. 寄付して山林等を手放す場合

山林等を寄付するという方法で手放すことが可能です。

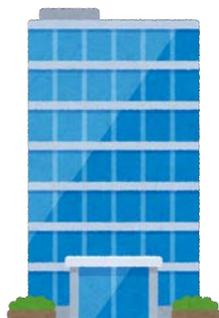
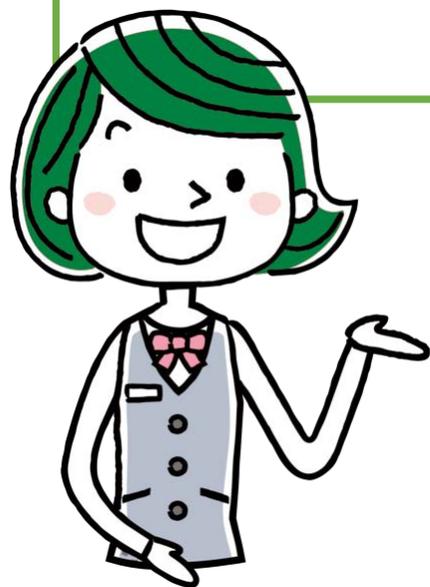
森林の寄付の受け付けは、市区町村などの自治体で行っていますので、担当窓口で相談されることをお勧めします。



ただし、使い勝手が悪く価値が低い山林等の場合、寄付を受け付けてもらうことは難しいでしょう。

## C.不動産引き取りサービスで山林等を手放す場合

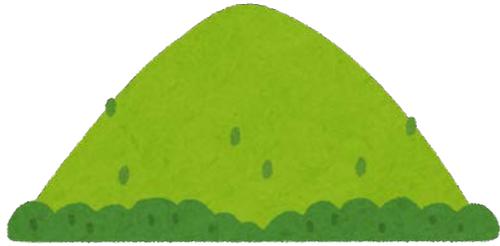
収益をうまない、価値が低い山林等を放棄したい場合は、**相続不動産コンシェルジュ**にご相談ください。  
当社が山林等を引き取ります。



**TEL : 0120-10-5852**

**株式会社相続不動産コンシェルジュ**

# 不要な山林等が処理できたら



固定資産税の支払いが無くなります



所有者が亡くなり、親族が相続する際、山林等の相続税はかからないため、節税できます。

# 引き取った山林等はどうするの？

世界でも類を見ない日本の美しい原風景を保護すると同時に、  
そこで暮らす人間や動植物が生き生きとする場を整え、  
500年先の未来の子どもたちに引き継いでいくことを主な  
目的としています。



現地を調査した上で、その場所、地域に合った活用方法を、  
地区町村、地元企業、関連団体と模索してまいります。

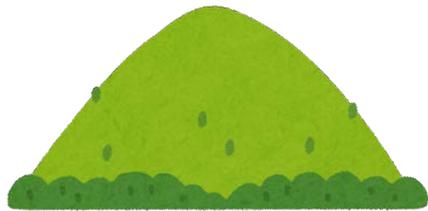


# お客様の声 1



S様

山林を引き取ってもらい、1,500万円の相続税を減らすことができました。



山林の相続税  
1,500万円



不動産引き取り  
サービスを利用

相続不動産コンシェルジュ



山林の相続税  
1,500万円

## お客様の声 2



T様

バブル時に別荘地を購入したものの、一切利用もせず放置されていた。相続のたびに名義変更をしなければならず、この際どこかに引き取ってもらいたいと思っていた。



別荘地



地元の不動産会社で販売活動をしても値段がつかない



不動産引き取りサービスを利用。所有権を手放すことができました

# 不動産引き取りサービスの流れ

## 1. お問い合わせ

初回相談は無料です。まずはお気軽にご相談ください。

## 2. 山林等の査定

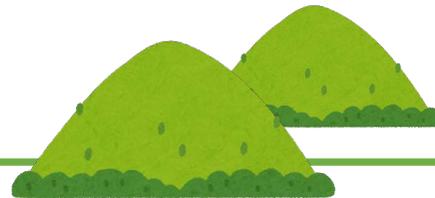
必要書類 ※ をメールやFAXでお送りください。

## 3. お見積り

山林等の引き取りにかかる費用を見積もります。また、山林等を手放すことでどれくらい相続税を節税できるのか、提携税理士と連携して、シミュレーションいたします。

## 4. ご検討

## 5. 山林等の引き取り



## ※査定に必要な書類

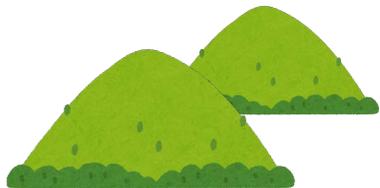
1. 不動産の登記事項証明書
2. 固定資産税の課税明細書
3. 公図、地積図、販売図面などの地図
4. 管理費がかかっている場合は、管理費用の明細
5. その他当該不動産に係る書類



こちらの資料をメール、もしくはファックスでお送りください。  
査定をいたします。

メール：[contact@nk-js.net](mailto:contact@nk-js.net)

ファックス：03-5429-1097



山林等の処分についてのお悩みは、

相続不動産を専門にしている、

株式会社相続不動産コンシェルジュに

まずはご相談ください。

株式会社相続不動産コンシェルジュ

TEL : 0120-10-5852

メール : [contact@nk-js.net](mailto:contact@nk-js.net)

ホームページ : <https://support-souzoku.com/>



ホームページはこちらから